



イメージ

管理計画認定制度とは

管理組合は、自ら立てたマンションの管理に関する計画（管理計画）が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして地方公共団体から認定を受けることができる制度です。

認定を受けるメリット

適正に管理されたマンションとして、市場において評価されます。

住宅金融支援機構において次の

- ・「フラット35」「マンション共用部分リフォーム融資」の金利が引き下げられます。
- ・「マンションすまいの債」の利率上乘せが受けられます。



認定申請をきっかけに管理状況を把握し、管理運営を見直す機会となります。

相談窓口

認定基準や申請手続きなどに関すること

認定基準や申請手続きについて、専門的知識を有するマンション管理士がお答えします。

マンション管理計画認定制度相談ダイヤル

03-5801-0858 受付 10時～17時（土日祝日除く）

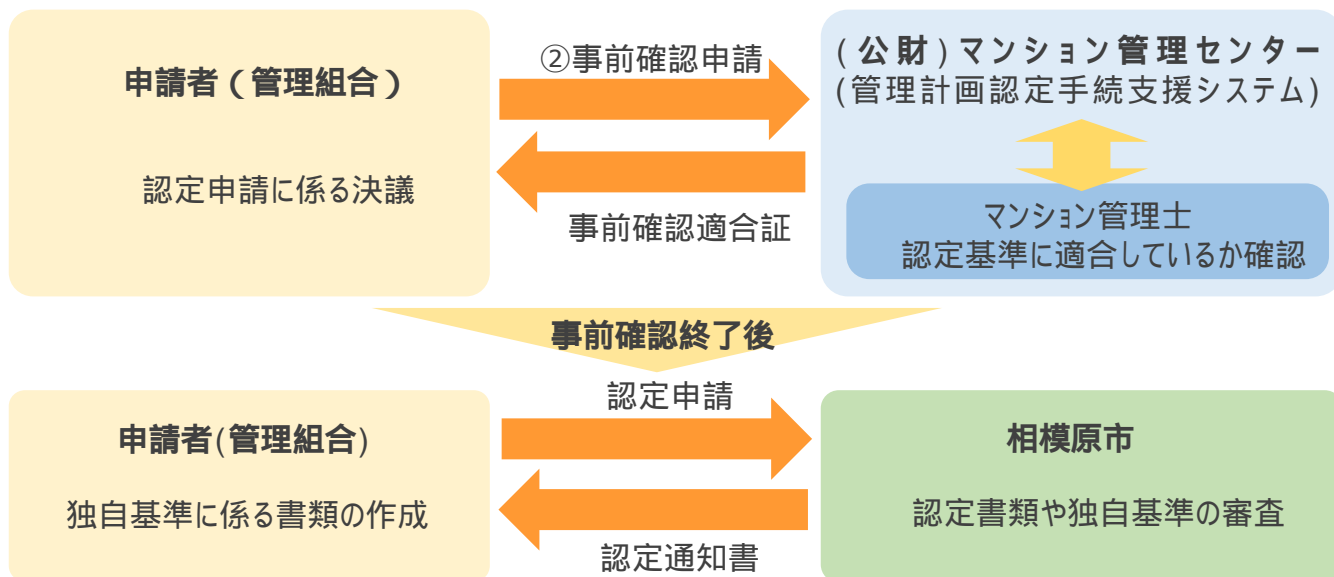


相模原市独自基準に関すること

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 住宅課

042-769-9817

認定の流れ



支援システムの利用料についてはマンション管理センターへお問合せください。
事前確認に係る審査には手数料がかかる場合がございます。依頼するマンション管理士等へお問合せください。

申請手数料

認定申請に係る手数料は次のとおりとなります。

マンション管理計画の認定申請手数料（新規・更新）

長期修繕計画が1つの場合	長期修繕計画が複数ある場合は左欄手数料に1計画あたり次の額を加算
3,600円	1,700円

マンション管理計画の変更認定手数料

変更内容	審査・手数料	長期修繕計画等が複数ある場合は、左欄手数料に1計画あたり次の額を加算
管理組合の運営	3,800円	2,100円
管理規約	3,200円	2,100円
管理組合の経理	3,700円	2,200円
長期修繕計画	7,700円	4,000円
その他	2,400円	1,500円
防災対策(市独自基準)	1,200円	600円



〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 TEL 042-769-9817
相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 住宅課 FAX 042-751-9674

